

第1回森林組合機能強化資金貸付評価委員会 議事要旨

1 開催日時

令和6年2月2日（金）午後1時00分～午後3時00分

2 開催場所

兵庫県庁3号館7階参与員室

3 出席委員

金崎委員、中尾委員、畑中委員、茂木立委員 ※欠席なし

4 議事次第

(1) 開会

委員及び出席者の紹介、委員会の概要説明

(2) 委員長の互選

森林組合機能強化資金貸付評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長を金崎委員に、同条第4項の規定に基づき、職務代理を中尾委員に選出

(3) 会議の公開及び傍聴の取扱等

会議の公開及び傍聴の取扱について説明し、森林組合機能強化資金貸付評価委員会傍聴要領を制定

(4) 議題

ア 森林組合機能強化資金貸付金について

事務局側から説明

イ 意見交換

別紙のとおり

(5) 閉会

(別紙)

会議の概要（主な発言等）

■論点① 県の貸付の妥当性

○ 委員

中小企業診断士による経営診断の報告（H26）で「外部環境が大きく変化しなければ、事業計画はぎりぎり許されるものである」との評価を受けており、計画が妥当であったとは考えがたい。

事業期間が18年間となると外部環境は必ず変化する。競合他社の出現や仕入れ価格・量の変動リスクが認識されておらず、計画作成時にもっと深い議論をすべきであった。

○ 委員

官民共同の事業で公共政策の観点から考えると、地域への経済効果や森林整備も進んでおり、CO2削減効果も大きいといった効果もあった。

本事業のような先駆的なモデルはリスクが高いが、公共政策として行う判断もあり得た。政策としての目的の部分で大事で、民間では手を出しづらいが公共として重要な事業を行う際に、公的セクターがリスクを取って行うという考え方はある。そういった点について深い議論をすべきであった。

○ 委員

短期貸付は年間の資金繰りを支援することが本来の姿。元々実施していた森林整備と今回のバイオマス事業で同じスキームの短期貸付の増額で対応するのではなく、長期貸付や利子補給等で対応を検討すべきだった。

[事務局]

仕入れた木材を乾燥させて売るまでの間に6～7ヶ月と、事業に必要な期間が1年未満であることから短期貸付を行っていたが、年1回だけ仕入れるわけではなく年度を超えるタイミングは出てくるので、委員ご指摘の通りである。

短期貸付は一般財源を要しないことから、そこまで深い議論をしていたかということ、反省すべきであったと考える。

■論点② 貸付金増額の妥当性

○ 委員

貸付金を増額するときも財務の健全性について確認をしているのか。

[事務局]

経営改善計画を確認しやむを得ず増額した。官民連携で公共政策として行う意義があるため、この時点で止めるという判断にはならなかった。

○ 委員

本事業は他の民間施設と比べて規模も異なり、内容も未利用材のみを対象とするなど明らかに他の民間施設と比べて条件が異なるため、補助による支援を検討してもよかったのではないか。

ベースとなる貸付以外の部分で、外部環境変化のギャップを埋める趣旨で

補助を行う意義はある。公共政策として意義があるなら、社会変化のギャップの部分を補助金で支えるということもあり得た。事業として見ると収支が議論の中心になってしまうが、公共政策としての部分と事業としての部分が整理されていなかったのではないか。

○ 委員

一旦事業を始めると途中で止めることは難しい。県内未利用材だけを使用するというリスクの高い事業であるにも関わらず、当初計画も経営改善計画もリスクを十分に見積もらないまま引き延ばした結果、現在の状況となった。

未利用材の有効利用や経済効果もあったかもしれないが、競合他社など民間の取組が普及してきた時点で事業譲渡等を検討すべきタイミングはあったにも関わらず、適切な意思決定が行えていなかったのではないか。

○ 委員

森林組合連合会は県の政策に協力している、県は連合会にお金を貸している、というスタンスで、事業スキーム全体を管理する人がいなかったのではないか。

■ 論点③ 意思決定プロセスの妥当性

■ 論点④ オーバーナイトの適切な把握及び対応

※論点③、④は合わせて意見交換

○ 委員

短期貸付金を長期にわたって貸し付けていること自体が、オーバーナイトとなってもやむを得ないと思っていたのではないか。違法なものではないので、予算査定で発見してもそのまま貸し付けていたのではないか。

[事務局]

オーバーナイトについては今後は解消していくという方針で対応している。当然その認識のもとで審査をすべきところ、庁内で認識共有が出来ていなかったのが反省点である。

支出負担行為の際にオーバーナイトであることを把握できていれば取り止めて、長期貸付などの対応をしていたと考える。

○ 委員

規程上は問題なかったと思うが、予算査定は結果にコミットすることが本来あるべきで、実質的なところをいかにフォローしていくべきかというところが大事である。

[事務局]

増額決定を行っているのに、実態として資金繰りが悪くオーバーナイトが不可欠になっているのが見抜けなかったというのが反省点である。

○ 委員

オーバーナイトの禁止を契約書に明記すれば無くなると思うが、金融取引は様々なスキームが新しく出てくるので、形を変えて同じことが起こらないようにしていただきたい。

決算期のずれは民間企業の不正でよく使われる。今回は不正というわけではないが、モニタリングとしては決算のずれはよく注意してもらった方がよ

い。

○ 委員

こういった事業の評価はその分野の専門的な知見を持ったプロでないと難しい部分がある。財政当局や学識経験者、会計専門家だけでは難しい。この分野にどういうリスクがあるのか、先行きがどうなりそうか、そういった専門分野について判断するプロを確保していくことが大事かと思う。

○ 委員

予算査定を通じてそのときだけ議論するという形になっているのではないか。今回は増額の話があり、事業を止めたり手法を変えるチャンスだったが、これを逃している。増額の話がなければ貸し倒れて終わりだけで放置されていた気がする。査定で認めた事業を事業評価のような形で議論する機会が県に無かったのではないか。

[事務局]

昨年からそのような仕組みを取り入れたところだが、全事業を対象としているものではなく、事業担当部局の申出によって、専門家の人に見て頂く場を設けているものである。

○ 委員

査定には上がらないが目が届いていないものを炙り出す仕組みが必要ではないか。事業が計画通りに進んでいるか議論する場が必要。